

裁 決 書

審査請求人
代理人

処 分 庁	千葉県教育委員会
代表者委員長	篠崎輝夫
代理人	内藤良祐
同	樋口真孝
同	時田正樹
同	中村道代
同	高橋良雄
同	津森康之介
同	葉山貴
同	片岡泰隆
同	金子光宏

当委員会は、上記当事者間の標記事件について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁千葉県教育委員会が平成12年4月11日付けで審査請求人 に対して行った懲戒免職処分を承認する。

事実及び理由

第1 事件の概要

1 請求の趣旨

処分庁千葉県教育委員会（以下「処分庁」という。）が平成12年4月11日付けで審査請求人児島秀樹（以下「請求人」という。）に対して行った懲戒免職処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める。

2 処分の内容

処分庁は、千葉県立松戸秋山高等学校（以下「松戸秋山高校」という。）教諭である請求人に対し、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第29条第1項第1号及び第3号に該当するとして、平成12年4月11日付けで本件処分を行った。

その処分理由は次のとおりであった。

請求人は、松戸秋山高校教諭として同校に勤務しているところ、平成11年1月17日（日）、当時同校第2学年の女子生徒（以下「当該生徒」という。）と自宅において性的関係をもった。

また、同年6月下旬から同10月初旬まで、当該生徒と自宅で同棲をし性的関係を繰り返した。

さらに、同年10月初旬に当該生徒が母親のもとに戻った後も性的関係を続け、同年11月下旬に母親から松戸秋山高校校長：（以下「校長」という。）等に電話で同棲の事実が告げられた後も、校長等の調べに対し、同居はしたが性的関係はない旨の虚偽の報告をした。

加えて、校長から性的関係の有無にかかわらず生徒との同居をしてはならない旨強く指導されたにもかかわらず、平成12年1月中旬ごろから同年2月13日（日）ごろまで、再度当該生徒と同棲をした。

このため、これらの事実が報道され広く県民等の知るところとなった。

請求人のこれらの行為は、公教育に寄せる県民の信頼を傷つけ、その職の信用を著しく損ねたものである。

よって、地公法第32条及び第33条に違反し、同法第29条第1項第1号及び第3号に該当するものと認めて処分するものである。

第2 争点

本件の争点は、次の3点である。

- 1 本件における請求人の行為が地公法第33条所定の信用失墜行為に当たるか。
- 2 本件における請求人の行為が地公法第32条所定の上司の職務上の命令に従う義務に違反したもののか。
- 3 本件処分の量定が請求人の行為に対して過重なものであるか。

第3 当事者の主張

1 争点1について

(1) 請求人の主張

ア 当該生徒の身上、家庭環境

当該生徒が中学3年の時である、平成8年6月に両親は離婚し、離婚後父親の手で育てられたが、父親が平成10年再婚したところ、当該生徒はこの義母との折り合いが極めて悪くなり、深夜徘徊を繰り返すようになった。

そのため、平成11年1月（高校2年の3学期）に母親と暮らすようになったが、当時母親は15歳位年下の男（23歳位）と再婚していた。

当該生徒は母親から、「私の彼（夫のこと）を取らないでよ」といわれたこ

などを契機に、家庭での居場所がなくなり、この3学期の途中から不登校状態となるとともに、深夜徘徊が復活した。

イ 平成11年1月の性的関係

請求人は平成7年に、松戸秋山高校に赴任し、生物と化学を担当し、演劇部の顧問となった。請求人は平成9年夏、同校1年生の当該生徒が演劇部に入部したことで知り合った。

請求人は、当該生徒が高校2年に進級してから深夜徘徊することを他の生徒からきき、心配になり、演劇部の顧問として事情を聴いた。その結果、上記アの当該生徒の家庭環境等が判明した。請求人は当該生徒から、様々の悩みを親身になって聞くうちに、二人の間に恋愛感情が芽生えた。

そして、請求人が平成11年1月19日の夜、自宅で当該生徒の悩みを聞いていた際、合意のもとで、男女関係を結んでしまった。

確かに第三者からみて、冷たく突き放さずに悩みを聞いてあげても、さらに男女関係を結ばないように、教師として冷静に対処すべきだったとの批判が考えられる。

しかし、家庭環境が劣悪な状況下で、深夜、家の者が寝静まってからでないといふ帰れない当該生徒が、信頼している教師から突き放されたら、悪い結果しか想像できない。

それに反し、請求人の配慮のおかげで、無事、当該生徒は県立高校を卒業できているのである。

また、請求人が、当該生徒と深い関係を結んだ点は「過ち」だったかもしれない。

しかし、その契機は当該生徒の悩みを親身になって聞いたところにあり、動機において不純な点は全くない。

請求人と当該生徒との恋愛関係は許されるものであり、二人の恋愛は地公法第33条の信用失墜行為や同第29条第1項第3号の非行に該当しないといえる。一般人たる県民は、請求人とその担任する当該生徒との恋愛を知ったからといって、請求人に対する信頼を喪失したとはいえない。

請求人と当該生徒との間に恋愛関係が存在し、それに基づき、二人の間に性的関係があったとしても、恋愛と性的関係とは不即不離のものであるから、請求人の行為は信用失墜行為に該当しないといえる。

ウ 平成11年6月下旬から同年10月初旬までの同居等

請求人は平成11年4月、高校3年になった当該生徒のクラス担任になった。

そして、当該生徒は1学期から不登校傾向になり、心配した請求人は自分の居住するマンションから通学させることに決め、当該生徒の母親の意見を聞いた。

その際、母親は、「(当該生徒を) よろしくお願いします」、「帰ってくるもこないも本人の意思です」と言い、当該生徒には、「先生のところにいるなら授業料を出してもらいなさい」と言った。

請求人はその際、母親に、「自分が千葉市の実家から通勤し、当該生徒を自分のマンションから通学させることもできます」と話したが、後日、当該生

徒が同居を望んだので、同居形態になった。

処分事由説明書では、性的関係が目的の同棲のように表現されているが、性的関係が目的の同棲ではなく、当該生徒がその当時、置かれていた多方面の悪環境から保護するために、請求人のもとに同居させたものである。

請求人と当該生徒とは、平成11年6月下旬から同年10月初旬ころまで同居したが、当該生徒はこの期間、殆ど登校することができたので、卒業に必要な出席日数をほぼ確保できた。

ところで、請求人と当該生徒とは、すでに恋愛感情が芽生えていたので、同居期間中に男女関係を結ぶことになってしまった。

しかし、千葉県松戸警察署やマスコミの報道の如く、請求人が当該生徒を威迫し、欺き、又は困惑させて性行為をしたのでは断じてない。

あくまでも、二人の恋愛に基づき、男女関係を結んでいたものである。

なお、二人の間に恋愛関係があるからといって、同居し、性的関係を結んだことを単に外形でとらえれば、当該生徒には母親とその住居場所がある以上、何らかの信用失墜行為があると判断できる。

しかし、本件においては、当該生徒の母親は年下の若い男と婚姻関係にはないが同居していること、経済事情から母親よりアルバイトを強いられていること等から、当該生徒には心の置場たる家庭がなかったこと、さらには、請求人は母親から当該生徒の保護をまかせられたことから、やむなく当該生徒と平成11年6月下旬から同年10月初旬まで同居したものである。

従って、請求人と当該生徒との上記同居は、形式的には、ある程度の信用失墜行為に該当するが、緊急避難行為として上記同居は違法性が阻却されると考えられる。

仮に、上記緊急避難行為が認められないとしても、母親と同居できる家庭環境がなかったうえに、非常にセンシティブな当該生徒がその当時、他の教員を含めて多くの他人を信じられなくなっていたところ、唯一信頼できる請求人に対し、精神的にも肉体的にも安心して休める寝場所を求めてきたものである。

従って、請求人として、当該生徒と同居する以外に適当な方法がなかったという点では、請求人には期待可能性がなかったと判断できる。

その結果、仮に、上記同居に違法性があつたとしても、期待可能性がない、つまり、有責性がないといえる。

以上の点から、請求人と当該生徒とが同居して性的関係を結んだことは、信用失墜行為に該当しないといえる。

エ 平成11年10月初旬の同居解消後の関係

当該生徒が母親のもとに戻った後も、請求人が当該生徒と「性的関係を続けた」との事実を否認する。

オ 平成12年1月中旬から2月13日までの同居等

請求人が、「平成12年1月中旬ごろから同年2月13日ごろまで、再度同生徒と同棲をした」との事実を否認する。

カ マスコミ報道と信用失墜の程度

「このため、これらの事実が報道され広く県民等の知るところとなった」及び請求人の「これらの行為は、公教育に寄せる県民の信頼を傷つけ、その職の信用を著しく損ねたものである」との主張事實は否認する。

マスコミで報道された事實は、「請求人が数ヶ月間、教え子の女子生徒と同居し、みだらな行為をしていたとして、千葉県青少年健全育成条例（昭和39年千葉県条例第64号。以下「育成条例」という。）違反（淫行）容疑事実で逮捕された」との事実である。

ところが、請求人の主張している事実がそのとおりに報道されたならば、その報道される事實は、「請求人が教え子の女子生徒と性的関係をもって、数ヶ月間同居した」との事実となる。

マスコミの報道では、請求人の淫行容疑も報道され、そのため、請求人が当該生徒の性的自由を奪った点においても、県民の信頼を傷つけたことになっている。ところが事實は、請求人には淫行容疑事實は存在していなかったものである。

そうすると、「公教育に寄せる県民の信頼を傷つけ、その職の信用を著しく損ねたもの」か否かを判断するには、淫行容疑事實の存否が重要な要素となる。

また、マスコミが実際になした前者の報道事實の方が、請求人の主張した事實をマスコミが報道した場合よりも、はるかに県民の信頼を傷つける度合い、及びその職の信頼を損ねる度合いが大きいことは明らかである。

従って処分庁が、「これらの事実（淫行容疑事實を除いた、先生と生徒が同棲し性的関係を結んだ事実）を県民が知るところとなった」との主張は事實に反する。

処分庁は、請求人が上記淫行容疑事實を否認している以上、当該生徒から十分な事実調査をしていたならば、マスコミと同じような事実誤認をしなかったと推認できる。

処分庁は事実調査を十分にせず、マスコミの報道を盲信したおそれが多分にある。

（2）処分庁の主張

ア 請求人の行為の信用失墜行為該当性

本件は、請求人が教え子である当該生徒と請求人の自宅において性的関係を持ち、その後3ヶ月以上も請求人の自宅において同棲して性的関係を続けたというもので、それ自体が教育者としてあるまじき行為である。

教え子と性的関係を持つことは、恋愛感情があろうとなかろうと許されないことである。公教育における教育者としてはそれだけで懲戒事由にあたる。

①平成11年1月17日（日）、当該生徒と自宅において性的関係をもった点、②同年6月下旬から同10月初旬まで、当該生徒と自宅で同棲をし性的関係を繰り返した点、③同年10月初旬に当該生徒が母親のもとに戻った後も性的関係を続けた点及び④校長からの指導の有無にかかわらず、再度当該生徒と同棲をした点は、「その職の信用を傷つけ」、「職員の職全体の不利益となるような行為」をしたことになるから、地公法第33条に違反する。

本件審理においては、請求人は、基本的事実については概ね当初から認めていた。

事実関係で、請求人が否認したのは以下の4点のみであり、順次これに反論する。

(ア) 初めて当該生徒と性的関係を持ったのは平成11年1月17日ではなく、同月19日であること。

請求人も当該生徒も、本件発覚直後から事情聴取等に対して明確に17日であると供述していた(乙第2号証、3号証、9号証)。ところが、本件審理に入るや、請求人はこれを覆し、19日であると主張するようになる。しかしその変更の根拠は、当該生徒から聞いたとするものできわめて曖昧である(第3回口頭審理速記録36頁)。

(イ) 平成11年10月初旬に当該生徒が母親のもとに戻った後も性的関係を続けたこと。

最終的に断続的にはあるが性的関係が続いたことを認めている(第3回口頭審理速記録57頁、65頁)。

(ウ) 校長が、請求人に対し、性的関係の有無に関わらず当該生徒と同居してはならない旨指導したこと。

この点も校長は明確に証言している(第1回口頭審理速記録8頁、乙第10号証)し、請求人自身も松戸秋山高校教頭! (以下「教頭」という。)から同居を禁じる指導を受けていたことについて「注意に関しては記憶にありました」と供述している(第3回口頭審理速記録45頁)。

(エ) 当該生徒と平成12年1月中旬から同年2月13日頃まで再び同居したこと。

この点については、校長(第1回口頭審理速記録13頁、乙第10号証)のほか遠藤証人(第2回口頭審理速記録7頁)も明確に証言している。

しかし、請求人は結局これらの事実の存在を認めている(第3回口頭審理速記録23頁)。請求人は、少なくとも同年2月29日(乙第1号証)及び3月28日(乙第3号証)の事情聴取において既に明確に以上の事実を認めていたのであり、本件審理に入ってこれを一旦否認し、つじつまが合わなくなるとこれを撤回しているのであって、請求人の供述それ自体信用力の低いものである。

イ マスコミ報道と信用失墜の程度

処分事由説明書の処分事由に記載されている「これらの事実が報道され県民の知るところとなった」という事実は、信用失墜行為(地公法第33条)自体に含まれるものではない。

地公法第33条は、「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない」と規定しており、信用失墜行為自体を禁止しているのであって、それが報道されるか否か、報道された結果具体的に県民の教育公務員に対する信用を失墜させたか否かは関係ないのである。

従って高校の教師がその担任するクラスの女子高生と同棲し、性的関係を

続けたという事実が処分の対象となった事実であって、当該事実が報道され、具体的に県民の知るところとなったという事実は、処分の対象となった事実ではなく、処分の量定に関する事実に過ぎない。

処分事由説明書に記載された「これらの事実が報道され県民の知るところとなった」という事実の「これらの事実」とは、信用失墜行為としての処分の対象となった事実である教え子と同棲し性的関係を続けた事実を指すのであって、刑事事件で問題にされている育成条例違反の事実は含まれない。

請求人は、報道の内容がいかなるものであったか、育成条例違反の事実があったかなかったかを問題とするが、これらは処分の対象となった事実と無関係であるばかりか、処分庁は処分量定の事実としても全く考慮しておらず、本件審理の対象外の事実である。

2 争点2について

(1) 請求人の主張

ア 校長への虚偽の報告

「同居はしたが、性的関係はない旨の虚偽の報告をした」との点は認める。

しかし、校長からの命令とはいえ、「当該生徒と性的関係があったか」との質問自体が、二人のプライバシーを侵害していると考えて、事実とは異なる答弁をしたものであり、従って、違法な上司の命令に従う義務はないと判断したものであるから、虚偽の報告をしたからといって違法性はない。

仮に、校長の上記質問（取り調べ）が適法な上司の命令だったとしても、請求人はこの場合、地公法第32条の上司の命令に従うとの義務と、他方では、当該生徒のプライバシー（性的に係る諸問題につき、第三者に知られたくないとの法的利益）を保護しなければならないとの義務の衝突に、遭遇したものである。

この場合、後者である当該生徒のプライバシーを守る義務の法益の方が、前者の義務を守る法益より優越することから、上記虚偽の報告は違法性を阻却すると考えられる。

従って、請求人の上記虚偽の報告は、地公法第32条の規定に形式的に違反するが、違法性がない点より適法なものとなる。

イ 校長の指導にもかかわらず、当該生徒と再び同居したこと

「校長から性的関係の有無にかかわらず生徒との同居をしてはならない旨強く指導されたにもかかわらず、平成12年1月中旬ごろから同年2月13日（日）ごろまで、再度当該生徒と同棲をした」との主張事実は否認する。

請求人が、上記事実を認めるならば、「上司の職務上の命令」に違反するが、上記事実を認めていない以上、この違反はない。

(2) 処分庁の主張

ア 上司の職務上の命令に従う義務に違反したこと

①平成11年11月24日の校長等の調べに対し、当時松戸秋山高校の第3学年の当該生徒と同居はしたが性的関係はない旨の虚偽の報告をした点及び②校長から性的関係の有無にかかわらず当該生徒との同居をしてはならない旨強

く指導されたにもかかわらず、平成12年1月中旬ごろから同年2月13日(日)ごろまで再度当該生徒と同棲をした点は、「上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない」との義務に違反するものであり、地公法第32条に違反する。

請求人は、校長等の調べに対して、「性的関係はない旨の虚偽の報告をした」点について、「当該生徒の将来のことや、プライバシーの保護の観点から、上司の職務上の命令に、忠実に従わなければならない」義務と当該生徒のプライバシーの保護との衝突に遭遇し、後者の義務が前者の義務を上回ると主張する。

しかし、これは全くの詭弁である。当該生徒の将来に悪影響を与え、しかも上司にも報告できないようなことをしでかしたのは、請求人自身である。言い換えれば、請求人こそ当該生徒のプライバシーをもっとも侵害しているのである。

3 争点3について

(1) 請求人の主張

ア 処分庁の、「教育公務員にあつては、教育者にふさわしい高度の倫理と、厳しい自律心が法的にも要求されている」との点は認める。

しかし上記以外に、教育公務員には、児童・生徒に対し慈愛をもって接することが、道義的に強く要請される。

請求人が当該生徒に対して、慈愛をもち種々の相談にのってきたことの評価を重視していただきたい。

イ 処分庁は、「教え子と性的関係を持つことは、恋愛感情があろうとなかろうと許されないことである。公教育における教育者としては、それだけで懲戒事由にあたる」と主張する。

地公法第29条第1項本文に、「懲戒処分として、戒告・減給・停職・免職の処分」との文言がある点より、懲戒事由には、軽い懲戒事由と重い懲戒事由が存在していることが認められる。

請求人は当該生徒から、再婚した母親やその夫が寝静まってからでない帰宅できないから深夜徘徊するとか、実父に会えない切なさ等の様々な悩みを、親身になって聞くうちに、二人の間に恋愛感情が芽生え、二人は性的関係を結ぶに至ったものである。

以上の事情を考慮すると、仮に請求人に懲戒事由が存在するとしても、軽い懲戒事由しか存在していないと評価すべきであり、従って、懲戒処分としても、戒告又は減給の処分が相当である。

ウ 処分庁は、請求人を懲戒処分したことにより、恋愛関係にあった相手方である当該生徒に対しても、筆舌に尽くし難い苦しみという処分を与えたことになる。

(2) 処分庁の主張

ア 地方公務員のうち教育公務員にあつては、思慮分別の十分でない児童・生徒の教育を司る重要な任務を担っており、その言動の影響は極めて大きいも

のであるから、法はもとより社会秩序を守ることが強く要請され、他の職種
の地方公務員よりも一層高度な服務上の義務が課されており、教育者に相応
しい高度の倫理と厳しい自律心が法的にも要求されているものである。

イ 処分庁は、文部科学省の方針に従い、教職員の性的非行に対しては厳正な
態度で臨むことを基本としている。とりわけ教え子と性的関係を持つことに
関しては最も悪質な非行の一つとして最も厳しい態度で臨むことを基本とし
ている。

本件の社会的影響はきわめて大きく、請求人のこれらの行為事実が報道さ
れ、広く県民等の知るところとなっている。その結果、公教育によせる県民
の信頼を著しく損ねたものであることは明らかである。

処分庁は請求人の行為の態様、結果、選択すべき処分が他の公務員及び社
会に与える影響等を総合考慮して、本件処分に処したものである。

第4 証拠

1 請求人

(1) 書証

甲第1号証ないし甲第29号証、甲第30号証の1ないし62

(2) 人証

請求人本人、~~〃~~

2 処分庁

(1) 書証

乙第1号証ないし乙第4号証、乙第5号証の1及び2、乙第6号証、乙第7
号証の1ないし4、乙第8号証の1ないし3、乙第9号証及び乙第10号証、乙
第11号証の1ないし6、乙第12号証ないし乙第15号証、乙第16号証の1及び2

(2) 人証

一、遠藤眞澄

第5 認定事実

当委員会の証拠調べ及び審理の全趣旨を総合すれば、次の事実が認められる。

1 請求人の経歴

請求人は、平成7年4月1日に千葉県公立学校教員として採用され、同日付け
で松戸秋山高校教諭に補された。

請求人は松戸秋山高校において理科の科目を担当するとともに、平成9年度か
ら平成11年度にかけてクラス担任を担当し、校務分掌として図書部や教務部を、
部活動顧問として文芸部や演劇部顧問を担当していた。

2 当該生徒との同居等

(1) 請求人と当該生徒は、平成9年の夏に当該生徒が演劇部に入部したことで知
り合った。

平成10年10月頃、請求人は、当該生徒が両親の離婚後父親の手で育てられて
いたが、父親が平成10年に再婚したところ義母との折り合いがきわめて悪くな

り、深夜徘徊を繰り返すようになったことを聞いた。

請求人はその後、当該生徒は平成11年1月に母親と暮らすようになったが、当時母親は15歳くらい年下の男と同居しており、母親から「私の彼を取らないでよ」と言われたことなどを契機に家庭での居場所がなくなって、同月頃から不登校状態になるとともに、再び深夜徘徊するようになったこと等を知った。

請求人が当該生徒から様々な悩みを聞くうちに、恋愛感情をもつようになった。

(2) 平成11年1月17日頃、請求人は、請求人の自宅で当該生徒と性的関係をもつに至った。

(3) 同年4月、請求人は高校3年生になった当該生徒のクラス担任となった。

当該生徒が1学期から不登校傾向になり、家庭環境等について心配した請求人は、同年6月頃、当該生徒を請求人のマンションから通学させることについて、当該生徒の母親に意見を聞いた。

その際母親は、「(当該生徒を) よろしく願います」、「帰ってくるもこないも本人の意思です」と言い、当該生徒も請求人との同居を望んだため、請求人は当該生徒と同年6月下旬頃から同年10月初旬頃まで同居した。

この同居期間中に、請求人は当該生徒と性的関係を繰り返した。

(4) 同年11月22日及び23日に、当該生徒の母親から校長等に対して、請求人と一緒にいるはずの当該生徒が帰ってこない等の電話があった。そのため、同年11月24日に校長等は請求人に対して事実確認を行った。その際請求人は、上記(3)の同居について認めたが、性的関係はない旨の虚偽の報告をした。

このとき校長及び教頭は、請求人に対して、二度と同居してはならない、女子生徒を泊めてはならない旨指導した。

(5) 平成12年1月中旬頃から同年2月13日頃までの期間について、請求人は、上記(4)のような校長らの指導にもかかわらず、時々当該生徒を請求人のマンションに泊めることがあった。

第6 当委員会の判断

1 争点1について

(1) 地公法第33条は、地方公共団体の職員は、住民の信託を受けて、住民全体の奉仕者として公務に従事するものであるところ、職員の行為は、当該職員の信用を左右するのみならず、地方公共団体の行政執行そのものに対する住民の信託、信頼にも大きな影響を与えるとの観点から、職員に対し職責を果たすにふさわしくない行為を禁じたもの（それ故、教員たる者には教育者にふさわしい高度の倫理と厳しい自律心が要求されている）であるから、健全な社会通念に照らし、その職の信用を損ない若しくは職全体の不名誉とみられるような行為である限り、職の内外を問わず、また、犯罪に当たるか否かを問わず、同条に違反するものと解される。（大阪地裁平成2年8月10日判決）

(2) 当委員会の認定した事実によれば、請求人は平成11年1月に教え子であった当該生徒と性的関係をもち、同年6月下旬頃から同年10月初旬頃まで請求人のマンションにおいて同居して性的関係を繰り返した上、同年11月に校長から二

度と同居してはならない、女子生徒を泊めてはならない旨指導された後も、平成12年1月中旬頃から同年2月13日頃までの間に、時々当該生徒を請求人のマンションに泊めていたものである。

請求人は、教員として職務上生徒を指導すべき責任があったのであり、当該生徒との関係においても、平成9年度及び平成10年度は演劇部の部活動顧問として、また平成11年度は学級担任及び部活動顧問としてそれぞれ当該生徒を職務上直接指導すべき責任があったのであって、請求人のこれらの行為は、教員に対する生徒、保護者及び住民の信託と信頼を損なうものであって、教員に要求される高度の倫理に反するものであるといわざるをえない。

したがって、請求人の行為は、地公法第33条所定のその職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為に該当するというべきである。

- (3) 処分事由説明書に記載されている平成11年10月初旬頃に当該生徒が母親のもとに戻った後も性的関係を続けたという処分事実について、処分庁から事実を認定するに足る立証がなかった。請求人と当該生徒が性的関係をもったことは本件処分の基礎たる事実の一つであり、上記期間における性的関係の有無は、性的関係をもっていた時期に係る事実関係であるが、その時期の一部が立証できなかったとしても、処分の基礎たる事実を誤認したとまではいえない。
- (4) なお、請求人は、請求人が当該生徒と同居したのは当時当該生徒を取り巻いていた劣悪な環境のため保護したものであり、母親の依頼もあったと主張するが、当該生徒の家庭環境が複雑で対応が困難な状況であれば、上司である校長に相談して指導を受ける等、学校として組織的に対応することで問題の解決を図るよう努めるべきであり、請求人の行為が地公法第33条所定の信用失墜行為に該当しないと理由にはならない。

また、請求人は、当該生徒との性的関係は二人の恋愛感情に基づくものであったと主張するが、たとえ請求人と当該生徒の間に恋愛感情があったとしても、請求人は教員の職務として当該生徒を指導すべき責任を負っていたのであり、この主張も請求人の行為が地公法第33条所定の信用失墜行為に該当しないと理由にはならない。

さらに、請求人は、マスコミ報道では淫行容疑事実も報道されているから、請求人の行為が信用失墜行為か否かを判断するには、淫行容疑事実の存否が重要な要素となると主張するが、上記(2)で判断したとおり、請求人の行為そのものが地公法第33条所定の信用失墜行為に該当するのであって、その判断には、マスコミ報道があったかなかったか、あるいはその内容がどのようなものであったかが影響を与えるものではない。

2 争点2について

- (1) 職員は、地公法第32条の規定により、法令及び上司の職務上の命令に従う義務を負っており、一方、高等学校の校長は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第51条が準用する第28条第3項の規定等により、校務をつかさどり、所属職員を監督する権限を有する。

平成11年11月24日の校長による指導は、校長が、生徒指導を適切に行うとと

もに、所属職員である請求人を監督する必要性から、職務上の権限に基づいて行ったものであり、指導の内容も、二度と同居してはならない、女子生徒を泊めてはならないというもので、職務命令として適法なものであると認められる。

このような指導にもかかわらず、請求人が平成12年1月中旬頃から同年2月13日頃までの間に、時々当該生徒を請求人のマンションに泊めていたことが認定された。このことは、二度と同居してはならない、女子生徒を泊めてはならない旨の校長の指導に反することから、地公法第32条所定の上司の職務上の命令に従う義務に違反したものと認められる。

- (2) また、平成11年11月24日の事実確認も、校長が生徒指導を適切に行う必要があることはもとより、請求人が教え子であった当該生徒と同居し性的関係をもったか否かということは、前述のように、地公法第33条所定の信用失墜行為の該当性にかかわるのであって、上司として請求人を監督する校長が事実を確認することには合理的な理由があり、職務上の権限に基づく適法な事実確認であると認められる。

よって請求人には、校長の事実確認に対して事実を報告する義務があるのであって、本件の虚偽報告は、地公法第32条所定の上司の職務上の命令に従う義務に違反したものである。

このことについて請求人は、校長の質問自体が二人のプライバシーを侵害していると考えて、違法な上司の命令に従う義務はないと判断したのであるから、虚偽の報告をしたからといって違法性はなく、仮に、校長の質問（取り調べ）が適法な上司の命令だったとしても、この場合、地公法第32条の上司の命令に従うとの義務と、当該生徒のプライバシー（性的に係る諸問題につき、第三者に知られたくないとの法的利益）を保護しなければならないとの義務の衝突に遭遇したものであって、後者である当該生徒のプライバシーを守る義務の法益の方が、前者の義務を守る法益より優越することから、上記虚偽の報告は違法性を阻却すると主張する。

しかしながら、請求人の虚偽報告は、当該生徒のプライバシーの保護を理由にして、請求人自身の信用失墜行為を隠したものに過ぎず、そのために学校として適切な組織的対応ができなくなったことからしても、請求人の主張を認めることはできない。

3 争点3について

- (1) 職員に地公法所定の懲戒事由がある場合に、懲戒権者は、懲戒事由に該当すると認められる行為の原因、動機、性質、態様、結果、影響等のほか、当該職員のその行為の前後における態度、選択する処分が他の職員及び社会に与える影響等、諸般の事情を考慮して、懲戒処分をすべきかどうか、また、懲戒処分をする場合にいかなる処分を選択すべきか決定できるものであって、その判断は、懲戒権者の裁量に委ねられているものと解される。
- (2) 当委員会の認定した事実によれば、請求人は平成11年1月に教え子であった当該生徒と性的関係を持ち、同年6月下旬頃から同年10月初旬頃まで請求人のマンションにおいて同居して性的関係を繰り返した上、同年11月に校長から二

度と同居してはならない、女子生徒を泊めてはならない旨指導された後も、平成12年1月中旬頃から同年2月13日頃までの間に、時々当該生徒を請求人のマンションに泊めていたものである。請求人は、当該生徒に対して慈愛をもって相談にのってきたこと、当該生徒の悩みを親身になって聞くうちに二人の間に恋愛感情が芽生え、性的関係をもつに至ったこと等を主張するが、請求人の行為の性質、態様、影響等に鑑みれば、本件処分の量定は適正であり、処分庁の判断に裁量の逸脱、濫用を認めることはできない。

また、請求人は、請求人には淫行容疑事実が存在していなかったにもかかわらず、マスコミの報道では淫行容疑も報道され、そのため、請求人が当該生徒の性的自由を奪った点においても県民の信頼を傷つけたことになっているから、信用失墜の程度にも格段の差が生じていると主張する。しかし、本件に関する一連の報道にかかわらず、請求人の行為そのものに対する懲戒処分として本件処分の量定は適正であり、請求人の主張を認めることはできない。

第7 結論

以上のとおり、請求人の行為は、地公法第32条及び第33条に違反し、同法第29条第1項第1号及び第3号に該当するものであり、本件処分を違法又は不当として取り消し又は修正すべき理由は認められない。

よって、不利益処分についての不服申立てに関する規則（平成4年千葉県人事委員会規則第16号）第55条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成14年3月22日

千葉県人事委員会

委員長 高橋 喜三郎 ㊟

委員 浜名 儀一 ㊟

委員 勝又 基夫 ㊟

本書は正本である

平成14年3月22日

千葉県人事委員会委員長

